

## ＜令和6年12月13日以降手引きの変更点＞

### ① 営業所ごとに専任で置かれる技術者（専任技術者）の記載について

改正法による建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号の条文改正に伴い、申請様式等の変更がありました。

・旧：専任技術者 → 新：営業所技術者等

※呼称変更であり、内容の変更はありません。

#### 【手引き変更箇所（ページ番号）】

- ・許可について（2、9、12～14、18、26、27、30～33、37、39 ページ）
- ・記載要領（51、59、60、70、72、83～85、88、114、115、117、119、120、122 ページ）
- ・認可について（5、9～11、13、15、20、22、24、27 ページ）

#### 【変更があった申請様式】

- ・第1号：建設業許可申請書
- ・第1号別紙4：営業所技術者等一覧表（旧名称：専任技術者一覧表）
- ・第8号：営業所技術者等証明書（旧名称：専任技術者証明書）
- ・第22号の2：変更届出書
- ・第22号の3：届出書
- ・第22号の5：譲渡及び譲受け認可申請書
- ・第22号の7：合併認可申請書
- ・第22号の8：分割認可申請書
- ・第22号の10：相続認可申請書

### ② 国土交通大臣が認める登録基幹技能者の追加

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）の改正が行われ、下記表の登録基幹技能者講習の修了者が、新たに主任技術者及び一般建設業の営業所技術者等の要件を満たす者となりました。

登録基幹技能者講習名	建設業の種類
登録計装基幹技能者講習	電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業
登録土質改良基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録都市トンネル基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録潜函基幹技能者講習	とび・土工工事業

※上記のほか、過去の改正で手引きへの反映が抜けていたものも併せて記載。

#### 【手引き変更箇所（ページ番号）】

- ・許可について（16 ページ）
- ・記載要領（134、137 ページ）

### ③ 常勤役員等（経營業務の管理責任者）の経験に関する確認資料について

令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつが行われなくなることから、令和7年1月以降に書面で提出された所得税確定申告書で、税務署の受付印押印が無いものを確認資料とする場合は、併せて下記①又は②の書類を添付することとしました。

- ①オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」の画面を印刷したもの
- ②税務署窓口で交付された「リーフレット（申告書を収受した日付、税務署名が記載されたもの）」の写し

#### 【手引き変更箇所（ページ番号）】

- ・許可について（29ページ）

### ④ 常勤性の確認資料について

令和6年12月2日以降、新たな健康保険被保険者証の発行が行われなくなることを踏まえ、健康保険又は厚生年金保険加入業者の場合の常勤役員等や営業所技術者等の常勤性の確認資料について、健康保険被保険者証の写しの取り扱いを廃止しました。（※）（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しの扱いは変更無し）

※新規発行禁止後も有効期限前の健康保険被保険者証であれば、確認資料として取り扱う。

#### 【手引き変更箇所（ページ番号）】

- ・許可について（32ページ）

### ○ そのほか所要の変更を実施

#### 【手引き変更箇所（ページ番号）】

- ・許可について（27、34、35、36、42ページ）
- ・記載要領（72、74、75、76、77、83ページ）